

## 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

### 1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

#### （1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第 1 条関係）

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版	補助的なカメラを設けた場合の要件追加 等
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版	水素を貯蔵する圧力容器に、追加的に延長配管を設けた場合、その配管も認可対象に包含
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版	プログラム等の識別番号の使用義務化

（イ） 協定規則第 73 号の採択に伴い、巻込防止装置として側面保護装置を備える場合は協定規則第 73 号の要件を適用することとする。

#### （2）道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第 2 条関係）

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、所要の改正を行う。

**(3) 装置型式指定規則第5条第1項及び共通構造部型式指定規則第5条の2の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（第3条関係）**

装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）第2条及び第5条の改正に伴い、側面保護装置及び車両後退表示投影装置の追加及び特定装置の協定規則の番号を改める。

**(4) 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正（第4条関係）**

道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）の改正に伴い、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成28年国土交通省告示第618号）第2条の号番号を改める。

**(5) 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正（第5条関係）**

協定規則第156号の改訂に伴い、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）にて引用する協定規則の番号を改める。

**3. 今後のスケジュール（予定）**

公 布：令和8年6月4日（木）（WP.29 第197回会合における改訂事項の発効日）

施 行：公布の日。ただし、内圧容器及びその附属装置に係る部分は、令和9年4月1日（木）。